

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和元年 7 月 19 日付けで実施機関に対し、「本部港（塩川地区）の港湾使用に関して、北部土木事務所長が本年 7 月 12 日、特定企業に出した行政指導文書」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を「港湾施設の適正な使用について（通知）」（以下「本件公文書」という。）と特定し、その中には条例第 7 条第 3 号に定める不開示情報が含まれていることを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年 8 月 30 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和元年 10 月 11 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和 2 年 1 月 7 日付けで沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第 3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

本年7月17日、沖縄県土木建築部長（以下「土木建築部長」という。）は市民との意見交換の場で、本件行政指導の内容について詳しく説明しており、今回、不開示とする理由はない。

3 審査請求人の反論書

本件公文書に記載されている「港湾使用時に確認された事項」は、特定企業が、県や本部町の指示に従わず、違法に臨港道路の自由な通行を阻害した事実を列記したものであり、条例第7条第3号に該当しないことは明らかである。

また、沖縄県北部土木事務所長の弁明書では、「『港湾使用時に確認された事項』等は、前提事実について特定企業と認識の相違があり、『権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』に該当する」と主張しているが、本件公文書で北部土木事務所長が記載した内容は、北部土木事務所や本部町の職員らが現地で直接確認した事実であり、当日の写真も多く残されていることから、特定企業の違法行為により臨港道路の通行が阻害され、港湾管理上の支障が生じた事実ははっきりしている。

本年7月17日、オール沖縄会議現場部会の意見交換の場において、土木建築部長は、7月12日の本件公文書の内容を詳しく説明しており、条例第7条第3号に該当する余地は全くない。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

審査請求人は、上記のように、審査請求の理由として、本年7月17日に土木建築部長が市民との意見交換の場において、本件公文書の内容を詳しく説明しており、本件処分で不開示とする理由がないと主張し、不開示部分を開示するとの裁決を求めている。

しかし、土木建築部長の説明は、本件公文書の「指示事項」の概要について口頭で行ったものであり、文書の具体的な記述内容を開示したのではない。また、本件公文書の「港湾使用時に確認された事項」等は前提事実について特定企業と認識の相違があり、公にすることに

より、法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報が含まれるため、条例第7条第3号に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、港湾施設の使用許可の指令条件に基づき、実施機関から特定企業に対して出された通知（指示文書）であり、特定企業に係る「港湾使用時に確認された事項」及び「指示事項」等の内容が記載されている。

実施機関は、本件公文書の「港湾使用時に確認された事項」等は、前提事実について特定企業と認識の相違があり、特定企業の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であり、条例第7条第3号に該当するとして本件処分を行っているが、これに対して審査請求人は「港湾使用時に確認された事項」は、特定企業が「県や本部町の指示に従わず、違法に臨港道路の自由な通行を阻害した事実を列記したものであり、条例第7条第3号に該当しないことは明らかである」として開示を求めている。

審査会において、本件公文書をインカメラ審理により見分した結果、争いがある「港湾使用時に確認された事項」等について、条例第7条第3号における不開示情報該当性について検討する。

2 条例第7条第3号該当性

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報等の要件を定めたものであり、「当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めている。

(1) 本件公文書のうち、「港湾使用時に確認された事項」に係る情報（以下「当該情報」という。）については、特定企業が港湾使用時に行った行為について、実施機関が確認した内容等が記載されている。

実施機関は本件処分を行う前に、特定企業に対し、本件公文書の開示に係る意見照会を行い、特定企業が提出した意見書には、本件公文書を開示されると支障がある旨回答しており、当該支障がある理由として、本件公文書は、前提事実に誤りがあるものと考えており、記載された内容が公になると、特定企業の正当な利益を害するおそれがあるとして、開示に反対する旨の意思を表明している。

このため、実施機関は本件公文書の前提事実について、特定企業と認識の相違があることを理由に、当該情報を不開示と判断している。

審査会において、本件公文書及び当該意見書等を見分した結果、本件公文書に記載された「港湾使用時に確認された事項」について、実施機関と特定企業との間で、前提事実と認識の相違があるものと認められることから、当該情報を公にすることにより「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として条例第7条第3号に該当し、不開示が妥当である。

(2) その他、本件公文書のうち、実施機関が不開示とした本文の5行目から7行目に係る情報は、特定企業の港湾使用と、港湾使用により生じた内容が記載されている。

これらの内容については、先述のとおり、その前提事実について、実施機関と特定企業との間で認識の相違があるものと認められることから、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、条例第7条第3号に該当し、不開示が妥当である。

(3) また、審査請求人は、本年7月17日に、土木建築部長が市民との意見交換の場で、本件公文書の内容について詳しく説明しており、今回、不開示とする理由はないとし、反論書においても、当該意見交換の場で説明した内容を記しているが、審査会において本件公文書を見分したところ、当該反論書に記載された内容は、本件公文書に記載された内容すべてが記載されたものではなく、実施機関が弁明書で述べているとおり、本件公文書の「指示事項」の概要について、意見交換の場に出席した特定の者に対してのみ口頭で説明したものであり、本件公文書の具体的な記述内容を開示して行ったものではないものと認められることから、開示する根拠とはならない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長 ※令和2年3月27日まで
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
渡名喜 庸安	琉球大学名誉教授	会長 ※令和2年3月30日から
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年1月9日	諮問書受理
令和2年2月20日	審議（第312回）
令和2年3月25日	審議（第313回）
令和2年6月3日	審議（第314回）